



富山労働局発表
平成 30 年 7 月 13 日

連絡先	
富山労働局 労働基準部 監督課	
監督課長 小路 規与	
監察監督官 栗山 剛	
TEL: 076 (432) 2730	

建設工事現場に対する一斉監督の実施結果の公表について

富山労働局（局長 佐藤 靖夫）では管下 4 労働基準監督署において、平成 30 年 7 月 2 日（月）から同年 7 月 6 日（金）までの間、建設工事現場における労働災害防止対策の徹底を図るため、墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害、転倒災害及び夏季における熱中症の防止対策等を重点事項として、県内の建設工事現場に対し一斉監督指導を集中的に実施しました。

その実施結果について取りまとめたところ、下記のとおりとなりましたので公表します。

記

1. 監督実施結果等

県内で施工中の土木工事及び建築工事のうち 188 事業場（130 現場）に対し監督指導を実施し、そのうち 130 事業場（74 現場）に対し、是正勧告又は改善指導を行いました。（下表参照）

【監督実施件数、是正勧告又は改善指導の状況】

	土木工事		建築工事		合計	
	事業場数(注)	現場数	事業場数	現場数	事業場数	現場数
監督指導実施数 A(件)	80	64	108	66	188	130
是正勧告・改善指導数 B(件)	50	34	80	40	130	74
違反・改善指導の割合 (B/A)	62.5%	53.1%	74.1%	60.6%	69.1%	56.9%

注)工事現場には、元請事業場のほか下請事業場も入場しているため、「事業場数」は「現場数」よりも多くなります。

2. 主な法違反の内容

監督指導において、是正勧告を行った主な法違反として、墜落防止措置の不備[41事業場(27現場)]、車両系建設機械災害による危険防止措置の不備[29事業場(23現場)]等がありました。

また、墜落防止措置に不備があったもののうち、特に墜落等の危険がある場所で作業を行っていた16事業場(8現場)に対しては、作業停止・立入禁止等の命令を行いました。

なお、熱中症の予防対策に係る改善指導を5事業場(5現場)に対し行いました。

主な違反内容は以下のとおりです。

【是正勧告の主な内容】

墜落・転落防止措置の不備	41事業場(27現場)
うち、足場・架設通路等の墜落・転落防止措置の不備	25事業場(15現場)
車両系建設機械による危険防止措置の不備	29事業場(23現場)
作業主任者の未選任等	2事業場(2現場)
安全衛生管理体制の不備	0事業場(0現場)
建設機械の定期自主検査未実施等	4事業場(4現場)

【行政処分の内容】

足場・開口部等の墜落危険箇所に係る作業停止等命令	16事業場(8現場)
--------------------------	------------

【改善指導の内容】

熱中症予防対策に係る改善指導	5事業場(5現場)
----------------	-----------

3. 労働災害発生状況

富山県内における労働災害(休業4日以上。以下同じ。)は、平成30年1月から6月までの間に、全産業で560件発生しており、前年同期比で33件増加(+6.3%)となっています。このうち、建設業における労働災害は67件発生しており、前年同期比で7件増加(+11.7%)となっています。

一方で、死亡労働災害は、同期間において、全産業で8件発生しております。このうち建設業では1件発生しており、前年同期比で1件減少となっています。(いずれも平成30年6月12日時点の速報値)